『工業経営研究』投稿規定

（論文の内容）

第１条　学会誌『工業経営研究』（以下、本誌という）に掲載する論文は、工業経営に関する研究で、刊行物（電子媒体を含む）に未発表のものに限る。

（投稿資格）

第２条　本誌に投稿できるのは、工業経営研究学会（以下、本会という）の会員に限る。共同研究の場合、連名者も会員である必要がある。ただし、本会がとくに依頼した場合はこの限りではない。なお、会費が投稿時点で未納の場合は投稿を受け付けない。

（論文の種別）

第３条　本誌に投稿できる論文は、招待論文、査読論文、その他（書評、調査報告）である。会員は査読論文並びに書評、調査報告を投稿することができる。招待論文は学会誌編集委員会が執筆を依頼する。

（論文の投稿と頁数）

第４条　論文を投稿するにあたっては、Ａ４版刷り上がりのテンプレートで投稿する。投稿の頁数は、テンプレートで、招待論文並びに査読論文は 18 頁以内、その他（書評、調査報告）は 6 頁以内とする。それ以上の超過をした場合には、論文を受理しない。

（論文の体裁）

第５条　論文は、『工業経営研究』執筆細則に従って作成する。

（投稿の内容と方法）

第６条　論文投稿の際には、まず、以下の２点を指定されたメールアドレスに送信する。１．テンプレートで書かれた原稿のWordとPDFの電子データファイル、２．投稿申請書（学会ホームページよりダウンロード）の電子データファイル。

（投稿受付期間と刊行時期）

第７条　論文の投稿締切は４月末と１０月末の年２回とし、刊行時期は原則としてそれぞれ９月末と３月末とする。

（論文の審査）

第８条　投稿された査読論文は、原則として２名のレフェリーの審査を受ける。審査についての詳細は論文審査運営委員会規定に定める。その他（書評、調査報告）の掲載の可否については学会誌編集委員会が決定する。

（投稿の制限）

第９条　本誌への投稿については、１号あたり１会員１論文とする。共同執筆の場合、同一号で単著の投稿がある場合は、筆頭執筆者にはなれない。ただし、全国大会統一論題のリライト論文並びに招待論文はこの制限の対象とはしない。

（学会誌投稿時の電子化の承諾）

第10条　本会は機関誌『工業経営研究』を電子化する．本誌への投稿者は、掲載された論文が半年後に電子化・公開されることを了承したものとする。

（投稿論文の著作権の帰属）

第11条　機関誌『工業経営研究』に採択・掲載された論文の著作権は、工業経営研究学会に帰属するものとする。

付則　１　本規定は2015年4月1日から施行する。

　　　２　本規定は2017年9月14日から施行する。

　　　３　本規定は2018年9月11日から施行する。

　　　４　本規定は2019年5月1日から施行する。

　　　５　本規定は2023年8月30日から施行する。